四十 第57条の9 《中小企業等の貸倒引当金の特例》関係

改	正	後		改	正	前
(実質的に債権とみられないものの簡便計算) 57の9-2 措置法令第33条の8第3項の規定は、平成10年4月1日から平成 12年3月31日までの期間内に開始した各事業年度において貸倒引当金を設け ていたかどうかに関係なく適用があることに留意する。			式 57の9 - 12年3 政令第 55年4	2 措置法令第33ई 月31日まで <u>(租税</u> 108号)附則第14ई 月1日から昭和574	特別措置法施行令の一 条の規定により読み替 ∓3月31日まで)の期	、平成10年4月1日から平成部を改正する政令(平成10年 えて適用される場合には昭和 間内に開始した各事業年度になく適用があることに留意す